

2020年7月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社東芝  
代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭

神奈川県横浜市港北区鳥山町555番地  
東芝ビジネスエキスパート株式会社  
代表取締役社長 長谷川 直人

株式会社東芝（以下「甲」といいます。）と東芝ビジネスエキスパート株式会社（以下「乙」といいます。）とは、甲乙間で2020年4月15日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、甲が保有する①東芝保険サービス株式会社が発行する普通株式3,000,000株及び②東芝ツーリスト株式会社が発行する普通株式100,000株（①及び②を総称して、以下「本件株式」といいます。）を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条の規定に基づき開示する本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2020年7月1日
2. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本件分割は、会社法第784条第2項の要件を満たすため、会社法第784条の2の規定に基づく請求権は発生しません。
  - (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
    - ①反対株主の買取請求について（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項の要件を満たすため、会社法第785条に定

める手続は実施しておりません。

②新株予約権買取請求について（会社法第 787 条）

甲においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権はありません。従って、同条に定める手続は実施しておりません。

③債権者の異議について（会社法第 789 条）

本件吸収分割契約に基づく債務の承継方法は重疊的債務引受であるため、甲に対して異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、甲は、会社法第 789 条第 2 項に定める手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本件分割をやめることを請求した乙の株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

①反対株主の買取請求について（会社法第 797 条）

乙の株主である甲は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における当該特別支配会社に該当するため、本件分割における反対株主は存在しません。したがって、同条に定める手続は実施しておりません。

②債権者の異議について（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 5 月 22 日付の官報及び電子公告により債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述の期限である 2020 年 6 月 22 日までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、効力発生日である 2020 年 7 月 1 日付で、本件吸収分割契約の定めに従い、甲が所有する本件株式を承継いたしました。本件分割に伴い、乙が甲から承継した資産の額は約 242 百万円、負債の額は、約 0 百万円（いずれも推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割に係る変更の登記は、2020 年 7 月 1 日に申請する予定です。

6. 上記のほか本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下、「労働契約承継法」といいます。）等に基づく手続

本件分割において、労働契約承継法が適用される労働者はいませんでした。

(2) 乙が本件分割に際して甲に交付した対価

乙は、本件分割に際して、新たに普通株式 192,200 株を発行し、そのすべてを甲に対して交付いたしました。

(3) 資本金、準備金及び剰余金の額

本件分割により増加する乙の資本金、準備金及び剰余金の額は、次のとおりです。

①資本金	0 円
②資本準備金	0 円
③その他資本剰余金	242 百万円
④利益準備金	0 円
⑤その他利益剰余金	0 円

以 上